



阪和興業が中山製鋼所<5408>株式の大量保有報告書を提出



中山製鋼所<5408>について、阪和興業が8月28日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出了。

提出理由は「政策投資取引関係強化の為」によるもの。

報告書によると、阪和興業の中山製鋼所株式保有比率は、12.78%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2013年8月27日。